3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　競争参加資格を得ようとする者は、造幣局インターネットホームページ（https://www.mint.go.jp/）にアクセスし「令和４・５・６年度一般競争参加資格審査申請書(物品製造等)」(以下「申請書」という。)を出力する。また、第３号に掲げる申請場所において、無料で申請書を入手することもできる。なお、上記の方法で入手した申請書で申請すること。

⑵　申請書の提出方法　造幣局で付与する競争参加資格は本局、さいたま支局及び広島支局の三局全てに対して有効なものとなるので、申請者は、申請書に次に掲げる申請の添付書類を添付した上で、等級決定通知書送付にかかる封筒（84円切手が貼付され、かつ、送付先が記載された返信用封筒（長形３号程度））を添えて、第３号に掲げる申請場所に提出することとする。また、公的機関が発行する書類については、発行日から３か月以内のものとする（内容が鮮明であれば写しでも可）。

⑶　添付書類

ア　登記事項証明書（法人の場合）

イ　営業経歴書

ウ　財務諸表（法人の場合）又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）

エ　次の各税についての税務申告の提出事実を確認できる納税証明書（その２）及び未納税額のないことを証明する納税証明書（個人の場合はその３の２、法人の場合はその３の３）

A　消費税及び地方消費税(法人及び個人)

B　法人税（法人の場合）

C　所得税（個人の場合）

オ　等級決定通知書送付にかかる封筒

84円切手が貼付され、かつ、送付先が記載された返信用封筒（長形３号程度）

⑷　申請書等の作成に用いる言語

ア　申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ　添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

4　競争参加者の資格及びその審査

⑴　競争に参加できる者の資格審査は、別記１の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行う。

⑵　競争に参加できる者の資格は、前記⑴の合計点により別記２の区分に基づいて格付けをする。

5　資格を付与しない場合及び取り消す場合

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者に該当する場合は、資格を発行しない。また、資格を取得した者が有効期間の途中で同条同項同号に該当することになった場合及び該当することが判明した際は、資格を取り消すものとする。

6　競争参加資格を有する者の名簿の公開及び資格審査に関する照会先

第３号に掲げる申請場所

競争参加資格を有する者の名簿（登録番号、法人番号、商号又は名称、住所、電話番号、ＦＡＸ番号、等級、区分、営業品目､契約の種類）は、造幣局ホームページにおいて閲覧・ダウンロードすることができる。

7　資格審査結果の通知　「等級決定通知書」により通知(郵送)する。

8　資格の有効期間　令和４年４月１日以降の資格を付与した日から令和７年３月31日までとする。

9　その他

⑴　代理権に基づく申請書類等の提出　資格審査の申請事務に関しては、委任状に基づき日本国内の者に委任することができる。

⑵　申請内容の変更　有資格者は、次の事項に変更があった場合は､「競争参加資格審査申請書変更届（物品の製造等)」(以下「変更届」という。)に次の各事項に掲げる書類各１部（内容が鮮明であれば写しでも可）を添え、第３号に掲げる申請場所に速やかに提出すること。変更届の入手方法及び提出方法については、申請書と同様とする。また、その他について変更する場合には、申請を改めて行うこと。

ア　「住所」､「商号又は名称」又は「代表者氏名」の場合

㋐　等級決定通知書（写）

㋑　登記事項証明書（法人の場合）又は変更項目を確認できる書類（個人の場合）

㋒　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に該当しないことの誓約書及び役員等名簿(「代表者氏名」の場合に限る。)

イ　「希望する資格の種類」又は「営業品目」の場合、等級決定通知書（写）

ウ　「希望する資格の種類」に「物品の製造」を追加する場合

㋐　等級決定通知書（写）

㋑　直近の財務諸表

㋒　申請書様式（その３）の「設備の額」及び「主要設備の規模」の欄に記載したもの

エ　その他の事項の場合　本公示３の申請を改めて行うこと。

⑶　会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続　有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類各１部を添え、第３号の申請場所に速やかに提出すること。

ア　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）

イ　許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）

ウ　上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品の製造等）

なお、書類の提出によりその資格が継続するが、当局が詳細の現状把握を必要と判断する場合には、ヒアリング等を実施する場合がある。

⑷　合併・分社・廃業の場合の手続　有資格者に合併、分社又は廃業があった場合は、第３号の申請場所に本公示３の申請を改めて行うこと。

⑸　等級決定通知書の再発行について　紛失等による再発行依頼は、第３号に掲げる申請場所に提出すること。

別記１　附与数値〔掲載順序　項目　段階：附与数値（年間平均高、自己資本額及び営業年数については物品の製造、物品の製造以外の２区分の付与数値を示し、流動比率については共通の付与数値を示し、機械設備等の額は物品の製造のみの付与数値を示す。)〕

⑴　年間平均（生産・販売）高（数値左側：物品の製造、右側：物品の製造以外）

200億円以上		：60、65
100億円以上	200億円未満	：55、60
50億円以上	100億円未満	：50、55
25億円以上	50億円未満	：45、50
10億円以上	25億円未満	：40、45
5億円以上	10億円未満	：35、40
2.5億円以上	5億円未満	：30、35
1億円以上	2.5億円未満	：25、30
5,000万円以上	1億円未満	：20、25
2,500万円以上	5,000万円未満	：15、20
2,500万円未満		：10、15

⑵　自己資本額(数値左側：物品の製造､右側：物品の製造以外)

10億円以上		：10、15
1億円以上	10億円未満	：８、12
1,000万円以上	1億円未満	：６、９
100万円以上	1,000万円未満	：４、６
100万円未満		：２、３

⑶　流動比率（数値：共通）

140％以上		：10
120％以上	140％未満	：８
100％以上	120％未満	：６
100％未満		：４

⑷　営業年数（数値左側：物品の製造、右側：物品の製造以外）

20年以上		：５、10
10年以上	20年未満	：４、８
10年未満		：３、６

⑸　機械設備等の額（数値：物品の製造）

10億円以上		：15
1億円以上	10億円未満	：12
5,000万円以上	1億円未満	：９
1,000万円以上	5,000万円未満	：６
1,000万円未満		：３

⑹　合計（最高点）　100